

令和2年度の病床整備に関する事前協議について

1 事前協議の趣旨

二次保健医療圏の実情や圏域特性等を考慮して当該二次保健医療圏における病床の機能別整備を進め、もって神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的として、令和2年4月1日時点における病床数が基準病床数を下回る圏域については、必要に応じて病院の開設、増床等に関して病院開設予定者等からの事前協議を行う。

2 二次保健医療圏ごとの病床の状況

県内9保健医療圏域中、4保健医療圏697床が不足となっている。

(令和2年4月1日現在)

項目 保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C(B-A)
横 浜	23,785	23,183	▲602
川崎北部	3,796	4,331	535
川崎南部	4,189	4,776	587
相模原	6,545	6,522	▲23
横須賀・三浦	5,307	5,249	▲58
湘南東部	4,064	4,405	341
湘南西部	4,635	4,674	39
県 央	5,361	5,347	▲14
県 西	2,809	3,138	329
計	60,491	61,625	1,134

* 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいる。

3 不足している保健医療圏について地域医療構想調整会議等の意見

不足している4保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否かについて、該当医療圏の地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）等に意見を聴取したところ、横浜地区では不足病床の充足のため事前協議の対象としてほしいとの意見があり、相模原地区、横須賀・三浦地区及び県央地区の各医療圏では事前協議の対象としないとの意見があった。

なお、事前協議の対象とする医療圏における公募条件は別紙のとおりである。

4 事前協議について

(1) 対象とする保健医療圏及び病床数

以上のことから、今年度の事前協議は、次の保健医療圏及び病床数とする。

事前協議対象 保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C(B-A)	事前協議 病床数
横 浜	23,785	23,183	▲602	602
計	23,785	23,183	▲602	602

(2) スケジュール

令和2年10月12日～11月30日

病院開設等の申出受付

(※保健医療計画推進会議で承認を得た期間とする。)

令和3年1月～2月

地域医療構想調整会議(地区保健医療福祉推進会議)、市保健医療協議会等の意見聴取

令和3年2月下旬～3月

県保健医療計画推進会議の意見聴取

県医療審議会への報告

申出者への結果通知

(3) 申出資格

- ・病院等の開設者または開設予定者

(4) 審査の視点

- ・関係法令に抵触していないこと。
- ・神奈川県保健医療計画との整合性があること。
- ・病院等の開設等の計画に確実性があること。

(5) 申出要件

原則として申出の翌年11月30日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができる場合に限るものとし、工事を伴う場合においては、次に定める期間内に工事契約の締結を行い、当該工事契約書を知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)に提出することができる場合に限るものとする。

ア 改修(建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修)等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

イ 新設(移転再整備を含む)及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日

エ 前3号に関わらず、知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

神奈川県知事 様

横 浜 市 長



病院等の開設等に係る事前協議について (回答)

令和 2 年 7 月 29 日付医第 1765 号で照会のありました標記については、次のとおりです。なお、令和 2 年度第 1 回横浜市保健医療協議会において、事前協議に係る意見聴取を行っていることを申し添えます。

- 1 令和 2 年度につきましては、病院等の開設等に係る事前協議を実施いたします。

二次保健医療圏	事前協議対象病床数
横浜	602床

なお、パンデミック発生時において、医療崩壊を防ぐため、行政の要請に応じて感染症の入院患者を受け入れる役割を担う病床については、感染症対応の実効性を担保する仕組みを設けた上で、公募対象に含めます。

- 2 令和 2 年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方
別紙のとおり

- 3 会議の開催状況

(1) 第 1 回横浜地域地域医療構想調整会議

- ア 日時 令和 2 年 8 月 3 日 (月) 19 時から 20 時まで
- イ 場所 横浜市医師会会議室

(2) 第 1 回横浜市保健医療協議会

- ア 日時 令和 2 年 8 月 17 日 (月) 19 時から 20 時まで
- イ 場所 横浜市庁舎会議室

担 当 : 医療局医療政策部医療政策課

家田・本村

電 話 : 045-671-2972

E-メール : ir-policy@city.yokohama.jp

令和2年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方について

1 配分方法

基準病床数の範囲内で、公募により配分します。

2 対象医療機関等

- (1) 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。
- (2) 回復期機能または慢性期機能を担うもの（表1）とします。
- (3) パンデミック発生時において、医療崩壊を防ぐため、行政の要請に応じて感染症の入院患者を受け入れる役割を担う病床について、(2)に関わらず、配分を検討します。

表1 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期 機能	地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期 機能	療養病棟入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料

3 配分に当たっての考え方

- (1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行います。

- ア 地域の医療需要
- イ 地域医療連携への貢献
- ウ 運営計画（人材確保計画、収支計画等）
- エ 整備計画
- オ 感染防止対策の体制 等

（参考）提出を求める資料等

- ・ 現行の病床利用率、在院日数、入院待ち患者数等のデータ
- ・ 増床部分にかかる人材確保、資金計画、診療報酬などの計画書 等

(2) 病床は、以下の点を要件として、配分します。

ア 原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。

イ 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

ウ 原則として、医療法に基づく病院等の開設等の許可申請又は、工事契約の締結を行い当該工事契約書の写しの提出を、表 2 の期間内までにできる事業計画であること。

表 2 許可申請又は、工事契約の締結の期間

項目		事項	期間
工事を伴わない場合		医療法に基づく病院等の開設等の許可申請	翌年（令和 3 年）の 11 月 30 日まで
工事を伴う場合	改修等による増床	工事契約を締結し、当該工事契約書の写しを提出	病床配分決定通知日から 1 年以内
	新設（移転再整備を含む） 又は増改築を伴う増床		病床配分決定通知日から 2 年以内
	再開発事業等を伴う新設		事業計画で予定する期日
	上記に依り難い場合		市と調整の上必要と認めた期間